

2026年5月までに
施行されるって
ご存知でしたか？

共同親権を 考える勉強会

安心安全な運用のために

2024年5月に民法（家族法）改正が採択され、離婚後も父母双方が子の親権を持つ「共同親権」が導入されることになりました。77年ぶりの大改正を前にして私たちにいまできることは、こどもたちに不利益が生じないよう安心安全な運用を目指すことです。施行に向けてどんな準備をすべきなのか、どのようにサポートしていけるのか。司法・医療・教育・福祉…分野を超えて、一緒に学び考え合う機会にしませんか。こども支援・女性支援に関わる方、DV被害者支援・被虐待児支援に関わる方、離婚問題に携わる方、ご関心のある方など、ぜひお申込みください。

日時	2024年11月17日（日）
会場	福井弁護士会 会議室 (福井市宝永四丁目3番1号 サクラNビル7階)
対象	この問題に関心のある方 先着60名
参加費	500円（資料代）
申込み	申込みフォームから

日時
11/17
13:00 (日)
15:30

【お願い】
駐車場がございませんので、近隣のコインパーキングをご利用ください。



講師 岡村 晴美 弁護士

愛知県弁護士会、弁護士法人名古屋南部法律事務所平針事務所所属

1973年、名古屋市生まれ。名古屋大法学部を卒業後、2007年に弁護士登録。女性の権利擁護に関する事件を中心に取り組む。これまでに離婚事件約600件を受任。約1500件の相談も受けてきた。DV事件のほか、ストーカー、性被害事件、職場のセクハラ・パワハラや学校でのいじめの事件などが専門。日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会委員、愛知県弁護士会両性の平等に関する委員会委員長、愛知県弁護士会男女共同参画推進本部委員、愛知県男女共同参画相談委員。共編著に「面会交流と共同親権 当事者の声と海外の法制度」（明石書店）。

主催

女性の社会生活活動部 フルード

協力

面会交流支援センター福井
福井弁護士会

お申込みフォーム



【お問合せ】  : contact@fruid.org フルードまで

【助 成】 この事業は公益財団法人ふくい女性財団の助成を受けています